

# 長岡京市市民協働のまちづくり推進計画

人と人がつながって みんなでつくろう長岡京

平成23年3月

長岡京市



# 長岡京市市民協働のまちづくり推進計画（もくじ）

1. 計画の概要	
(1)趣旨	1
(2)市民協働の定義	2
(3)基本目標	2
(4)計画期間	2
2. 本市における市民活動の現状	
(1)地域の動き	3
(2)市民参画協働の動き	3
(3)市民参画協働のこれから	4
3. 基本目標に対する取組み	
市民参画協働推進計画体系図	5
(1)協働への意識づくり	
①情報の発信	6
②情報の共有化	7
③意見交換の場	8
④学習機会の充実（人材育成）	9
(2)協働への仕組みづくり	
①行政施策への企画立案への市民参加	10
②市民活動への市民の参加促進	11
③事業の連携・協力	12
(3)協働への環境づくり	
①市民活動へ対するサポート体制の充実	13
②活動拠点の確保	14
③財政的支援	15
(4)協働事業の推進	
①地域コミュニティ活性化の推進	16
②新たな市民参画協働事業の実施	17
4. 計画の進行管理	
(1)計画の推進体制の整備	18
(2)新たな市民参画協働事業の実施	18

<資料>

■多様な異なる主体の関係図-----	19
■長岡京市市民参画協働懇話会設置要綱-----	20
■市民参画協働懇話会委員名簿-----	21
■長岡京市市民参画協働推進本部設置要綱-----	22
■長岡京市市民参画協働推進本部名簿-----	24
■計画策定の経過-----	25

# 1. 計画の概要

## (1) 趣旨

少子高齢化や核家族化の進展など社会状況の大きな変化に伴い、地域をとり巻く環境や人々の価値観が大きく変化しています。

これまで地域における課題の解決には、地縁団体である自治会などが中心となって取り組み、効果を挙げるなど、一定の「地域力」が存在していました。しかし、最近は、地域力を支える団体の担い手の人材不足や高齢化、組織力の脆弱化等に象徴されるように、地域力の低下が指摘されるようになってきています。

一方、平成7年1月に発生した阪神淡路大震災の災害救助等をきっかけに、市民<sup>1</sup>のボランティア<sup>2</sup>活動が活発化し、これらの活動を支援するための特定非営利<sup>3</sup>活動促進法（通称NPO法）などの法整備も進みました。

これを機に本市においても、法人化されたNPO<sup>4</sup>等が地域の新たなサービスの供給主体として注目されるようになり、市民活動が活発に行われるようになってきました。

今後、市民と行政がパートナーシップ<sup>5</sup>による市民協働のまちづくりを進めていく上では、一人ひとりの市民、市民活動団体<sup>6</sup>、住民自治組織<sup>7</sup>、企業、行政などがお互いの存在を理解し、尊重し合い、それぞれの果たすべき責任と役割を自覚しながら、対等な立場で協力・補完し合い進めていく体制づくりが差し迫って重要な課題であると考えます。

本市では、平成22年3月に策定した「長岡京市市民協働のまちづくり指針」（以下「指針」という。）に基づき、計画的に市民と行政の協働によるまちづくりを進めるため、「長岡京市市民協働のまちづくり推進計画」を策定します。

本計画における市民参画協働の視点は、今後、市の総合計画をはじめ、さまざまな分野で策定される各種計画にも活かされるよう、市民と行政の協働のあり方を示す基本的な規範として位置づけます。

<sup>1</sup> 市民（個人）…市内に居住し、または市内で活動するすべての個人のこと。

<sup>2</sup> ボランティア…自発的に事業に参加する人。特に、社会事業活動に無報酬で参加すること。

<sup>3</sup> 非営利…無償ということではなく、事業から生じた余剰利益を構成員で配分しないこと。（サービスの提供など事業実施において収入を得てはいけないということはありません。）

<sup>4</sup> NPO…[nonprofit organization]の略。利益を上げることが第一の目的とせず、社会にあるさまざまな課題（環境、福祉、まちづくり、国際交流、教育、文化、スポーツなど）を考え、その解決を組織の目的・使命に掲げて活動している民間の団体・組織のこと。NPOのうち法律により法人格を有している団体を「NPO法人（特定非営利活動法人）」といいます。

<sup>5</sup> パートナーシップ…市民・市民活動団体・事業者（企業）・行政などが、お互いに信頼のおける相手と認め合い、連携・協力によって生み出される相乗効果により、単独では実現困難な事業を効果的に達成するための連携・協力関係のこと。

<sup>6</sup> 市民活動団体…NPO、ボランティア団体など、一定のテーマ・目的に沿って市民活動を行っている団体のこと。

<sup>7</sup> 住民自治組織…自治会など一定の地域の住民によって組織される自治組織のこと。

## (2) 市民協働の定義

---

市民協働の考え方については、指針に示されている内容に基づき、定義します。

「市民協働とは」…長岡京市市民協働のまちづくり指針より抜粋

異なる多様な主体<sup>8</sup>が、公共的な分野で共通の目的・課題に対して責任と役割分担を明確にし、連携しながら取り組むことです。相互の立場や特性を活かし、理解し尊重しながら協力することにより、それぞれが単独で実施するよりも効果的、効率的に事業を行うことが可能となります。

また、協働することによって、市民自らが公共的な分野でサービスの提供者となることができるため、サービスの向上に限らず地域力の向上や自治意識の高揚に繋がります。

参考：「協働」と「共同」と「協同」の違い

「協働」：同じ目的のために、力をあわせて働くこと

「共同」：ふたり以上の人がいっしょにする（使う）こと

「協同」：力をあわせること

## (3) 基本目標

---

本計画では指針にうたわれている、市民協働のあるべき姿や目指すべき姿、

「人と人がつながって みんなでつくろう長岡京」の実現のため、次の4つの取組を重点項目として、それぞれの分野毎に施策を展開します。

- 1 協働への意識づくり
- 2 協働への仕組みづくり
- 3 協働への環境づくり
- 4 協働事業の推進

## (4) 計画期間

---

本計画の期間は、平成23年度から平成27年度までの5カ年間とします。

なお、この計画は、社会情勢や市民協働の推進状況等において大きな変化があれば、必要に応じて見直しを行います。

---

<sup>8</sup>異なる多様な主体…行政のほか、市民（個人）、住民自治組織、市民活動団体、各種団体、企業、大学、その他の法人（特別法による社会福祉法人や一般社団・財団法人、公益社団・財団法人など）のこと。ここでは、市民（個人）のほか、法人格の有無にかかわらず、自主的・自立的に公益的な活動に取り組む民間非営利団体を主な対象としています。企業や大学においても社会貢献活動の範囲で協働の主体になります。

## 2. 本市における市民活動の現状

### (1) 地域の動き

本市は、昭和30年代後半から高度経済成長の影響を受け、京都や大阪のベッドタウンとして、人口が急激に増加してきました。

その間、それぞれの地域において、新しい自治会組織が相次いで誕生し、現在58ある自治会の基礎が出来た時期でもあります。また、これらの自治会組織が本市におけるコミュニティ活動の中核となり、これまで大きな役割を果たしてきました。

ところが近年は、市民の自治会離れや自治会未組織地域の増加などから、自治会への加入率は、市世帯全体の60%台にまで低下し、また、地域活動<sup>9</sup>の担い手の高齢化などから、組織力の脆弱化が指摘されるようになってきました。

平成20年度に取り組みされた災害時要配慮者名簿の作成事業においては、名簿に登録された約2,000世帯のうち、本来記入が必要とされる「支援者」欄が空白である世帯が登録者全体の3分の2近くを占め、地域における人と人とのつながりが薄くなってきている傾向を示しています。

### (2) 市民参画協働の動き

本市における市民参画協働の取組は、平成9年度に市からの呼びかけで市民によるまちづくりの検討を行う「長岡京市まちづくり市民懇談会」の発足が始まりであると言えます。

平成14年度には、市民活動の拠点施設である「市民活動サポートセンター<sup>10</sup>（以下「センター」という。）を公設民営で市役所近くに開設、平成17年度にはこれをJR長岡京駅前の市立総合交流センター内に移設し、市民活動全般をサポートしています。とりわけ環境や子育て支援分野では、行政との協働による取組や団体間のネットワークづくりなど、活発に活動が展開されてきました。

市では、これらの動きに合わせ、行政の持つ情報を原則公開とする「長岡京市情報公開条例」や、市の各種計画策定などにあたり市民の意見を募る「長岡京市意見公募（パブリックコメント） 手続要綱」を制定するなど、市民が市の政策形成に参画しやすい制度整備に努めてきました。

平成22年度には、京都府より譲り移された婦人教育会館を、市立多世代交流ふれあいセンター（長岡京こらさ）として開設し、同センター内に市民活動の事務所を提供する「市民活動オフィスフロア」を設けるなど、市民活動の拠点整備にも取り組んできました。

<sup>9</sup> 地域活動…特定の地域で行われる市民活動のこと。

<sup>10</sup> 市民活動サポートセンター…市における市民活動の拠点として、市民及び非営利市民活動団体の社会貢献活動に対する支援を行うため、市立総合交流センター1階に設置。現在は管理運営を、指定管理者として「NPO 法人長岡京市民活動サポートセンター」が担っています。

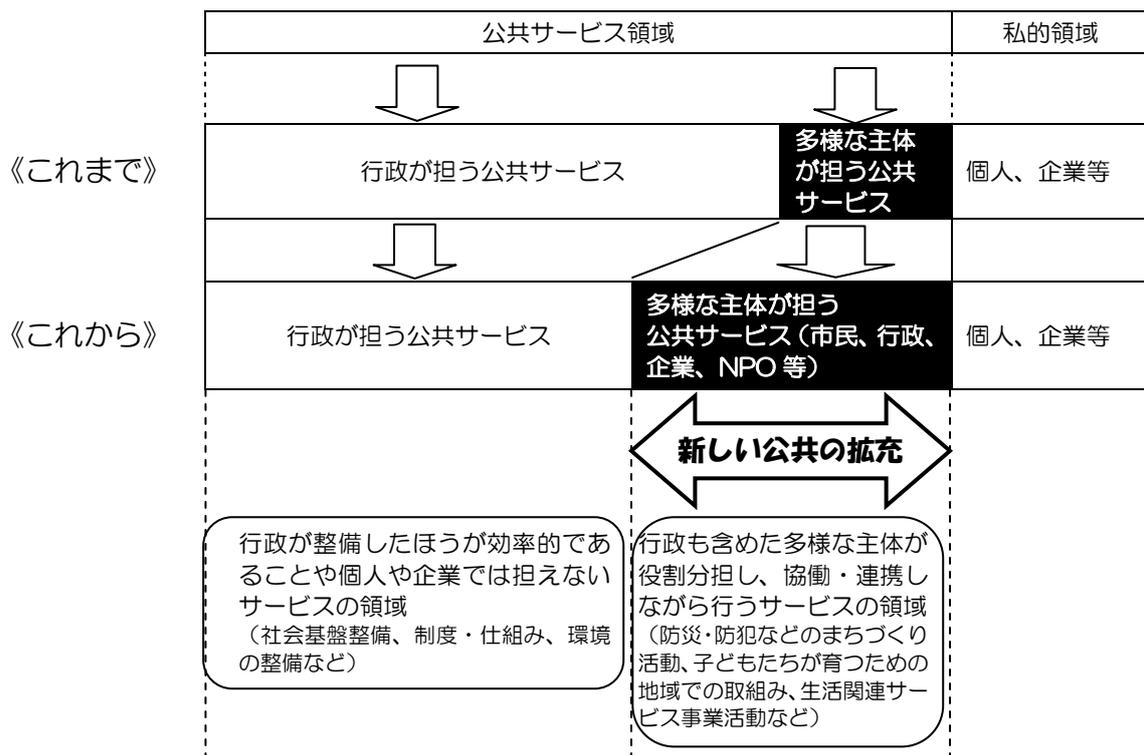
### (3) 市民参画協働のこれから

これまでの市民と行政との関係は、行政が市民を主導するスタイルや市民から行政に要望が出され、行政がそれに応えていくというスタイルが一般的でした。

しかし、バブル崩壊後、国や地方公共団体の財政が硬直化する中で、多様化・高度化してきた市民ニーズに対して、これまでのように行政だけできめ細かく応えていくことが難しくなってきました。また、昨今の問題の多くは、人と人とのつながりが薄くなり、コミュニティが弱体化してきたことに起因していると考えられます。

一方、配食活動や居場所づくり等のように、市民自ら意見を述べ、自ら行動するという市民主体の活動が芽生えはじめてきています。今後は、これまでの自治会などの地縁団体に加え、行政も含めた市民、NPO法人やボランティア団体などの市民活動団体や企業など、異なる多様な主体が役割と責任を果たし、協働・連携しながら地域の課題解決に向け、公共サービス<sup>11</sup>の領域「新しい公共<sup>12</sup>」を広げていくための手立てを構築し、これらの活動を活性化させていくことが必要です。

#### ※ 多様な主体が担う公共サービスの領域（「新しい公共」）イメージ図



<sup>11</sup> 公共サービス…個人レベルでは解決できないことや非効率になることを社会全体で補い、提供するサービスのこと。このうち行政が実施主体となって行うものを行政サービスといいます。

<sup>12</sup> 新しい公共…異なる多様な主体が地域の実情に応じて連携・協働し実施する公共サービスのこと。従来は、行政が中心となって行うサービスだけが公共サービスと言われていましたが、介護や子育てなど以前は家庭内で行われていた私的活動においても、経済・社会構造の変化に伴い公共サービスとして提供されることが増えてきており、その範囲は広がっています。

■長岡京市市民協働のまちづくり推進計画 体系図

基本目標	取組	施策	具体例
1 協働への意識づくり	(1) 情報の発信	①市民活動団体の活動状況などを紹介する機会の増 ②市民が行政に参画できる制度などの情報発信の機会の増（広報長岡京やホームページ） ③市民参画協働に係る情報の速やかな掲載（広報長岡京やホームページ）、有効な啓発手段を検討・実施（啓発冊子発行等）	・広報長岡京へのシリーズ記事掲載 ・市民協働マニュアルの作成
	(2) 情報の共有化	①市民活動団体の活動状況や課題を共有できるネットワークづくり ②市内部における部局を越えた情報共有の強化 ③異なる多様な主体間のネットワークづくり ④市民の協働に関するニーズ調査の実施	・アンケートの実施 ・市民協働向けの専用ホームページの開設
	(3) 意見交換の場	①さまざまな団体が意見交換や情報交換ができる場づくり ②多世代が交流する場づくり ③定期的な情報交換の場づくり ④市職員と市民が気軽に交流できる場づくり	・昼休みサロンの開催
	(4) 学習機会の充実（人材育成）	①市民活動へのきっかけづくりとなる、市民を対象とした講演会等の開催 ②市民参画協働の意義や意味の発信（広報長岡京やホームページ） ③市民参画協働の活性化に向けた人材の掘り起こしと育成、次世代のリーダーの育成に向けた研修等の実施 ④市民活動や地域のコミュニティ活動に携わっている人を対象とした、資質向上を図る講習会開催などの支援 ⑤市職員の市民参画協働に関する研修会等の実施や市民活動への参画機会の創出	・職員向けアンケートの実施
2 協働への仕組みづくり	(1) 行政施策の企画立案への市民参加	①審議会等への市民公募委員の参画促進 ②パブリックコメントの活用と推進 ③ワークショップや説明会の開催 ④ホームページを活用した情報の迅速な提供	・パブコメ募集時のワークショップ開催
	(2) 市民活動への市民の参加促進	①市民活動の相談を担うセンタースタッフの能力向上に向けた研修会等の実施 ②人材登録システム等の構築 ③市内のボランティアセンターとの連絡調整を図る場づくり	外部講師を招いた講習会開催
	(3) 事業の連携協力	①公益的な事業の共催や後援 ②市実施事業の委託の検討	・
3 協働への環境づくり	(1) 市民活動に対するサポート体制の充実	①センターを中心とした、市民活動団体育成のための総合的な支援の実施 ②（仮称）サポートセンター協働ネットの発足 ③市民活動オフィスフロアにおける市民活動用の事務スペースの確保と利用促進、ネットワークの構築	・施設の利用啓発 PR
	(2) 活動拠点の確保	①市民活動の拠点確保を支援するシステム等の構築 ②活動場所の確保等に関する財政的支援策の検討	・空き家情報の管理
	(3) 財政的支援	①市民活動事業に対する財政的支援策の検討 ②活動場所の確保等に関する財政的支援策の検討[再掲] ③各種財政支援制度の情報収集と発信、相談体制の確立	・市民活動向けの財政支援制度創設
4 協働事業の推進	(1) 地域コミュニティ活性化の推進	①小学校区毎の地域コミュニティ協議会設立に向けた支援の実施 ②地域コミュニティ協議会への財政的支援の実施 ③地域コミュニティ協議会について市民への啓発	・自治会への加入促進 PR
	(2) 新たな市民参画協働事業の実施	①テーマに応じた協働プラットフォームの設置と推進 ②公募型市民参画協働事業の実施	

### 3. 基本目標に対する取組

#### (1) 協働への意識づくり

##### ①情報の発信

###### 【現状と課題】

市民参画と協働に関する情報について、市では広報長岡京に市民活動団体紹介コーナーを設け、毎月2団体の活動を広く市民に紹介したり、市民公募委員やパブリックコメントの募集を掲載するとともに、ホームページにおいても、京都府地域力再生プロジェクト支援事業交付金に採択された団体やその事業内容などを紹介しています。また、センターでは、情報誌「にじっとだより」の発行や、ホームページで、登録団体の情報を17の活動分野に分類した紹介や、実施事業を掲載するなど、情報発信に努めています。

このように市やセンターにおいて、さまざまな情報の発信を行っているところですが、市民参画と協働の必要性、市民活動の内容や各種施策などに関し、現時点では、市民に十分浸透しているとは言い難く、より効果的な情報発信の方策について検討し、実施していく必要があります。

###### 【今後の取組】

活発化してきた市民活動団体の活動状況や団体情報等について、市や市民活動団体が中心となり、市民活動が日々の暮らしの中で、どのような分野で貢献しているのかなど、活動が身近に感じられるような情報をより多く発信します。また、団体相互の情報共有化やネットワーク化を図り、市民活動の活性化を促すとともに、活動の対象者でもある市民の参画と協働の意識づくりの向上に取り組みます。

さらに、市では現在行っている市民参画と協働に関する情報について、広報長岡京を中心として、ホームページも活用しながら各種の情報発信や啓発冊子発行などの検討、参画しやすいワークショップや説明会の開催、また、入手した関連情報についても速やかに発信していくなど、きめ細かい情報を発信します。

###### (具体的な施策)

- ・ 市民活動団体の活動状況などを紹介する機会の増
- ・ 市民が行政に参画できる制度などの情報発信の機会の増（広報長岡京やホームページ）
- ・ 市民参画協働に係る情報の速やかな掲載（広報長岡京やホームページ）、有効な啓発手段を検討・実施（啓発冊子発行等）

## ②情報の共有化

### 【現状と課題】

市の保有する情報や、センター、市民活動団体などの各々の市民活動状況について、団体相互の情報のネットワークが十分機能していないことから、情報の共有化への取組やネットワークづくりが課題となっています。

また、それぞれの活動の輪を広げ、活動内容を充実させていくためには、相互の活動内容や課題を共有しながら、場合によっては連携して事業を進めていくことが求められています。

### 【今後の取組】

同じ分野のみならず、異なる分野間の団体の相互交流を行い、それぞれの活動内容や課題等を情報共有し、課題解決や市民活動の活性化に向けたネットワークづくりに努めるとともに、市民参画協働懇話会において、市民が幅広く参画したまちづくりに関して話し合う部会の必要性等について検討します。

また、本市の内部組織においても、市民参画協働政策監（平成 23 年 4 月から市民協働・男女共同参画政策監）が事務局となる市民参画協働推進本部が中心となり、各部局が創意工夫して市民と協働できるよう努めるとともに、部局間相互の情報共有化や、異なる多様な主体間のネットワークづくりにも努め、市民と行政の関係のみではなく、市民と市民、行政と行政なども想定した協働事業が円滑に推進できるよう支援します。

### （具体的な施策）

- ・市民活動団体の活動状況や課題を共有できるネットワークづくり
- ・市内部における部局を越えた情報共有の強化
- ・異なる多様な主体間のネットワークづくり
- ・市民の協働に関するニーズ調査の実施

### **③意見交換の場**

#### **【現状と課題】**

世代を越えた市民や団体の交流や定期的な情報交換については、センターにおいてNPO交流会や施設利用者調整会議などが開催されていますが、これらはセンターの利用登録をしている市民活動団体等のみが参加にしているのが現状です。

市民参画と協働を推進していくにあたっては、あらゆる世代や団体等の意見を集約していく中で、それぞれの課題が明確になってくるものと考えられることから、さまざまな場面において意見交換や相互交流できる機会を設ける必要があります。

#### **【今後の取組】**

市民と市民活動団体、センターが連携し、世代を越えて市民や団体が相互交流し、定期的に意見や情報が交換できる機会を設けます。そして、まちづくりや地域づくりに関する課題等を集約し、市民と行政の協働のまちづくりを円滑に進めます。

また、市では職員が市民活動に参画したり、交流会の開催などにより、異なる多様な主体と意見交換できる仕組みづくりに取り組みます。

#### **（具体的な施策）**

- ・さまざまな団体が意見交換や情報交換ができる場づくり
- ・多世代が交流する場づくり
- ・定期的な情報交換の場づくり
- ・市職員と市民が気軽に交流できる場づくり

#### ④学習機会の充実（人材育成）

##### 【現状と課題】

市民活動に関する相談等は、センターにおいて日常的に実施しており、また、学習機会の提供については、ボランティア講座の開催などを通じて、市民活動へ参加するきっかけづくりを行っています。多様な市民ニーズに答えきれていないのが現状です。

市民活動を広い分野で活発に行っていくには、多様な市民ニーズに沿った講習会等の開催が不可欠であり、一人でも多くの市民に、それぞれの地域や分野において市民活動を担ってもらえる仕組みづくりが必要です。

また、市民活動をリードし、また、それらの活動を総合的にコーディネートできる次世代の人材の確保については、各団体の共通課題となっていることから、これらの資質を持つリーダーの育成は差し迫った重要な課題となっています。

##### 【今後の取組】

市民活動に興味はあるが今は何も活動していない人から、既に何らかの市民活動に参加している市民、さらなる活動の充実をしたいという市民まで、市民活動に関して、さまざまな講演会や講習会等を実施します。また、市民活動を総合的にコーディネートできる人材の育成に努めます。

さらに、団塊の世代や子育てを終えた世代、大学生や地域で働く若者などを、地域の新たな活動の担い手と増やしていくよう、人材の育成に努めます。

本市内部では全職員を対象に、市民参画と協働について、見識を深めるための研修や市民活動に参画する機会をつくり、市職員一人ひとりが、統一的な対応ができるようにします。

##### （具体的な施策）

- ・市民活動へのきっかけづくりとなる、市民を対象とした講演会等の開催
- ・市民参画協働の意義や意味の発信（広報長岡京やホームページ）
- ・市民参画協働の活性化に向けた人材の掘り起こしと育成、次世代のリーダーの育成に向けた研修等の実施
- ・市民活動や地域のコミュニティ活動に携わっている人を対象とした、資質の向上を図る講習会開催などの支援
- ・市職員の市民参画協働に関する研修会等の実施や市民活動への参画機会の創出

## (2) 協働への仕組みづくり

---

### ①行政施策の企画立案への市民参加

#### 【現状と課題】

本市の各種計画等の立案やその進行管理を審議する審議会等の委員については、従前は学識経験者や各種団体<sup>13</sup>の代表等で構成していました。平成13年度からは審議会等に市民が公募委員として参画できる委員公募制を導入し、現在、各分野の審議会等に市民が主体的に参画しています。

また、平成20年度からは、本市が基本的な政策等を立案する過程において、広く市民からの意見を求め、提出された意見を踏まえて意思決定等をする意見公募（パブリックコメント）手続制度を導入しています。対象と考えられる事案については同制度により広く市民から意見を募るなど、開かれた市政の推進に努めています。

これらの制度内容については、広報長岡京とホームページに掲載し、情報発信しているところですが、委員への応募数や提出される意見数が少なく、目的を十分に達成していないことから、より制度の趣旨をわかりやすく工夫し、参画しやすい環境づくりが求められています。

#### 【今後の取組】

市民が各種審議会等に委員として参画する機会については、「長岡京市審議会等の委員公募手続に関する指針」に基づき、また、条例や各種計画等の市の基本的な政策の立案する過程では、案件に関する要約版を作成するなどわかりやすい資料を提供しながら「長岡京市意見公募手続要綱」に基づき、今後も市の政策形成過程に市民が参画できる機会を提供します。

市民参画がしやすい環境や意識づくりに向け、これらの制度の内容について広く市民に情報発信し、市の施策への企画・決定・立案・評価などのプロセスに気軽に参画できるようなワークショップを開催するなどの機会を提供します。

また、審議会等の会議内容については、その概要を速やかにホームページに情報提供します。

#### （具体的な施策）

- ・ 審議会等への市民公募委員の参画促進
- ・ パブリックコメントの活用と推進
- ・ ワークショップや説明会の開催
- ・ ホームページを活用した情報の迅速な提供

---

<sup>13</sup> 各種団体…老人クラブ、商工会、観光協会、農業団体、女性の会、PTA など、市民活動団体やNPO以外の団体のこと。

## ②市民活動への市民の参加促進

### 【現状と課題】

市民活動団体の立ち上げ支援、市民活動の紹介やネットワークづくり等については、センターが中心となり推進してきました。現在では、100を超える市民活動団体が利用登録をして、活動を活発に展開されています。

しかし最近では、市民活動団体などからの相談事項は多様化しており、相談業務に携わるセンタースタッフのコーディネート能力のさらなる向上等が課題となっています。

また、市民活動を始めるきっかけづくりとして、センターではボランティア講座などを開催していますが、市民ニーズに十分応えるところまで至っていないのが現状です。今後、講座開催後の人材登録システム等を構築するなど新たな取組と併せて、支援のあり方を検討していく必要があります。

### 【今後の取組】

市やセンターでは、より複雑化・高度化する相談業務に適切に対応していくため、外部の専門家を招き講習会や研修会を開催するなど、相談を担当する市職員やセンタースタッフの専門的能力やコーディネート能力の向上に努めます。

また、市やセンター及び市社会福祉協議会などのボランティアセンター間の連絡調整を図る場を定期的に設けます。そこでは、ボランティア活動に意欲がある市民が、気軽に活動できるような人材の登録の情報交換のみならず、ボランティアを必要としている団体や個人のニーズを把握する制度を一元的に管理し、両者をうまくマッチングできる仕組みづくりに取り組むとともに、ボランティアのコーディネーター育成などに努めます。

### （具体的な施策）

- ・ 市内のボランティアセンターと連絡調整を図る場づくり
- ・ 互換性のある人材登録システム等の構築
- ・ 市民活動の相談を担うセンタースタッフの能力向上に向けた研修会等の実施

### ③事業の連携・協力

#### 【現状と課題】

本市では、市民活動団体や各種団体等が実施している事業のうち、公益性が高いと判断される事業については、市として共催事業や後援事業として実施し、その事業の信頼性を高めています。

しかし、それら事業の中には、市との協働性が低いものも多く含まれていることから、市民参画協働のあり方等について、事業提案制度導入なども含めた新たな形の支援策を市と市民活動団体がともに検討していく必要があります。

#### 【今後の取組】

市民活動団体が実施する公益的な事業については、その信頼性を確保し、より多くの市民に周知できるよう、今後も公平性を保ちつつ、積極的に共催事業や後援事業として実施します。

多様な市民ニーズにきめ細かく対応していくためには、市民活動団体の専門性やノウハウを活かした事業展開を進めていくことも必要と考えられます。市と市民活動団体とで連携協力し、協働して事業を実施するとともに、より効果的な方策について検討します。

また、市が実施している施策の積極的な情報公開や、市民活動団体が実施することにより効果が上がると思われる事業については、市から市民活動団体への事業の委託実施などの検討を進めます。

#### （具体的な施策）

- ・ 公益的な事業の共催や後援
- ・ 市実施事業の委託の検討

### (3) 協働への環境づくり

---

#### ①市民活動に対するサポート体制の充実

##### 【現状と課題】

センターは、指定管理者制度に基づき、公設民営で市民活動の拠点としてその役割を果たしており、市民や市民活動団体からの市民活動に係る相談、市民活動団体の紹介、団体相互の情報交換や交流の場づくりなどの中間支援を行っています。

平成21年度市民アンケートによると、センターについて、その存在を認知している市民は56.6%、利用したことがある市民は9.2%であり、市民参画と協働を広く進めていくにあたり、より周知を進める必要があります。一方、市民参画協働を推進していくにあたっては、センターへの期待度は大きくなってきています。また、利用登録団体がセンターの運営などについて話し合う施設利用者調整会議については、団体間の協力や情報交換が中心となり、その機能が十分に果たされていない状況があります。

市民活動オフィスフロアについては、市民活動団体の事務ブースを整備し、ブースの貸し出しを行っています。市民活動オフィスフロアの利用団体数については、利用率は約50%と低い水準にあり、新規利用のためのPR活動や利用団体相互のネットワーク化等が今後の課題です。

##### 【今後の取組】

センターの、中間支援組織としての機能充実に向け市民活動団体などのニーズ把握や情報交換に努めるなど、施設利用者調整会議の充実を図ります。また、市ではセンターの事業や市の協働事業について、多様な主体が話し合うため、利用登録団体、指定管理者関係者など関係団体と情報交換や相互ネットワークづくりなどを行う（仮称）協働ネットワークの設立に努めます。その上で、市では京都府などの関係機関とも連携しながら、これらの事業推進を積極的に支援していきます。

市民活動オフィスフロアを、市民活動団体等が円滑に運営できるよう支援するとともに利用促進を図り、利用団体のネットワークづくりに努めます。

##### （具体的な施策）

- ・ センターを中心とした、市民活動団体育成のための総合的な支援の実施
- ・ （仮称）協働ネットワークの発足
- ・ 市民活動オフィスフロアにおける事務スペースの確保と利用促進、ネットワークの構築

## ②活動拠点の確保

### 【現状と課題】

市民活動団体へのアンケート調査において、活動の場の確保は共通の課題となっています。

市民活動団体の活動拠点は、中央公民館や総合交流センターなどの公共施設、地域の自治会館や福祉施設、自宅など、多種多様にわたっていますが、いずれの場合も、定期的に活動できる場所の確保等に苦慮しており、それらへの対応が急務です。

### 【今後の取組】

市民活動を行っていくにあたり、利便性に優れ、安価な料金で継続して利用できる場所の確保が市民活動団体より求められており、それぞれの団体からのニーズを集約し、活動場所の確保のために市としてどのような支援ができるのか、公共施設の使用料減免措置などの財政的な内容も含め検討します。

また、民間で所有されている空き家など、市民活動団体等が利用可能な場所の情報等について、情報の収集と発信を行い、活動場所の確保が円滑に進むよう、支援の方法等を検討します。

### （具体的な施策）

- ・市民活動の拠点確保を支援するシステム等の構築
- ・活動場所の確保等に関する財政的支援策の検討

### ③財政的支援

#### 【現状と課題】

市民活動を新たに始め、また継続的に維持し、さらに充実していくために、当該団体による自主財源の確保が重要な課題です。

しかしながら、現在活動している団体は、京都府の地域力再生プロジェクト支援事業交付金制度、市の民間社会福祉活動助成金制度、文化振興事業助成制度、市の外郭団体である“ふれあい都市長岡京”市民運動実践協議会などや、民間企業等からの財政的支援を受けながら活動されている団体が大半であり、自主財源だけでは財政的に余裕がない市民活動団体がほとんどであるといえます。

また、団体設立時の初期活動や、継続して取り組んでいる事業に対する支援は、事業要件や支援年数に制限があり、将来的な財政支援が必ずしも保障されておらず、市民活動を安定的に進めていくにあたり、一定の財政的支援（活動場所の確保を含む[(3)－②活動拠点の確保参照]）が重要なポイントとなっています。

#### 【今後の取組】

多くの活動団体においては、自主財源の他に一定の財政的支援は不可欠であると考えられ、事業補助金などの新しい公共を担う市民活動団体に対する、適切な財政的支援のあり方等について検討します。市の限られた財源を有効に活用していくシステムとして、市民活動団体の自立、事業内容を審査するために、より公平で公正な選考のシステムとして団体からのプレゼンテーションの実施等を検討します。

また、他団体が実施する財政的支援制度の情報の収集と発信、あわせてこれらの相談体制を充実させます。

#### （具体的な施策）

- ・ 市民活動事業に対する財政的支援策の検討
- ・ 活動場所の確保等に関する財政的支援策の検討[再掲]
- ・ 各種財政支援制度の情報収集と発信、相談体制の確立

## (4) 協働事業の推進

---

### ①地域コミュニティ<sup>14</sup>活性化の推進

#### 【現状と課題】

これまで地域においてコミュニティの中核を担ってきたのは、自治会等の地縁団体でしたが、最近では自治会等への加入率の低下や、それらの活動の担い手の高齢化等による組織の脆弱化が指摘され、さらに少子高齢化や核家族化の進展など社会構造の大きな変化により、地域のコミュニティが希薄化してきています。

一方、新しい公共を担う市民活動団体などの活動が活発化してきていますが、複雑化・多様化してきている地域のニーズに十分応えきれていない状況です。

これらのことから、従前からの自治会活動、ふれあいのまちづくり<sup>15</sup>の活動、市民活動団体の活動等を活かしつつ、新たな地域力を醸成していく方法の一つとして、小学校区を単位とした地域コミュニティ協議会<sup>16</sup>を設立する取組を進めています。

平成22年度末現在、3つの小学校区において協議会が設立し、地域関係者と市から配置した地域コーディネーター<sup>17</sup>が協働し、地域コミュニティセンター（開放センター）を拠点施設に活動しています。今後は、取り組むべきテーマを明らかにしながら、既存の団体と協議会との役割分担や協議会に関する市民へのさらなる周知について検討していく必要があります。

#### 【今後の取組】

自治会活動などへの支援を継続して実施していくとともに、小学校区単位で地域のさまざまな主体が水平な関係で構成する地域コミュニティ協議会の設立を支援します。地域の特色や小学校区の利点を活かして活動を展開しながら、将来的には全小学校区に協議会を設立できるよう、働きかけます。

また、協議会の拠点施設となる地域コミュニティセンターは、小学校敷地内への設置を基本に設置検討するとともに、各種インフラを整備し、地域の人が気軽にいつでも立ち寄り、相談できる「身近な場所」として活用できるよう支援します。

#### （具体的な施策）

- ・ 小学校区毎の地域コミュニティ協議会設立に向けた支援の実施
- ・ 地域コミュニティ協議会への財政的支援の実施
- ・ 地域コミュニティ協議会について市民への啓発

---

<sup>14</sup> 地域コミュニティ…地域住民が生活している場所、すなわち消費、生産、労働、教育、衛生・医療、遊び、スポーツ、芸能、祭りに関わり合いながら、住民相互の交流が行われている地域社会、あるいはそのような住民の集団のこと。

<sup>15</sup> ふれあいのまちづくり…主に自治会単位で地域住民が主体となって開催するサロン活動、研修活動、広報活動、住民支援活動などの地域福祉活動のこと。

<sup>16</sup> 地域コミュニティ協議会…さまざまな地域課題を解決するために地域が一体となり、自治会、地域の各種団体を中心にさまざまな団体等がフラットな立場で参加する小学校区単位の組織のこと。

<sup>17</sup> 地域コーディネーター…地域コミュニティを活性化するために小学校区単位で設置され、地域で活動する団体やボランティアの調整のほか、行政との連絡を行う人のこと。

## ②新たな市民参画協働事業の実施

### 【現状と課題】

新たな地域課題に市民、市民活動団体や行政などが、協働して取り組むプラットフォーム<sup>18</sup>を立ち上げています。市が主催するものとして、「配食サービス」や「高齢者・子どもや障がいのある人達の居場所づくり」などをテーマに、市民が主催するものとして、「子育て」「認知症」などをテーマに、新たな事業展開を模索しながら、課題解決に向けて取り組んでいます。

今後、これらの事業をいかに全市的な取組へと展開していくか、さらに、新たな地域課題（テーマ）の掘り起こしについて、地域等の参画により行っていく方策の検討が課題といえます。

### 【今後の取組】

市民と行政が対等な立場で協働事業を進めていくためには、行政から団体への依頼や提案だけでなく、市民、団体から行政への依頼や提案、応募が出来る仕組みを作る必要があります。

市が実施している事業やこれから実施しようとしている事業の内容等を公開し、事業実施者を公募することや、市民活動団体などからの提案された事業を選定し、事業を実施するなど、それぞれの役割分担を明確にし、地域防災や配食活動など、さまざまな協働事業を実施します。

### （具体的な施策）

- ・ テーマに応じた協働プラットフォームの設置と推進
- ・ 公募型市民参画協働事業の実施

---

<sup>18</sup> プラットフォーム…駅のプラットフォームのように、「人が集まり交差する場、空間」のこと。「テーマ型協働プラットフォーム」は、NPO や自治会などの民間活動者や行政など様々な立場の人が、共通したテーマに応じて集まります。そこでつながり、知恵を出し合って、協働しながら地域課題の解決などを一緒に考えていく場をいいます。

## 4. 計画の推進と進行管理

---

### (1) 計画の推進体制の整備

本計画に実効性を持たせ、市民協働のまちづくりを着実に推進していくために、体制整備を確実に進めていくとともに、計画の適切な進行管理を行うことが大切です。

市民協働のまちづくりに関する施策の進捗・管理や実施計画策定などの推進策の検討を行うため、引き続き第三者機関として、長岡京市市民参画協働懇話会を継続設置し、委員には公募委員を一定枠確保するなど、透明性を担保できる体制づくりを実施する庁内に設置した市民参画協働推進本部においては、今後も市民参画協働の視点に立った、効率的・即応性の高い組織を目指します。

また、市施策全般にわたって協働の視点を取り入れるため、行政評価シートに市民参画協働に関する評価項目を加えるとともに、計画の進行管理を含め、外部から常にその進捗状況のチェックや、定期的にシステムの運用にも参加できるような仕組みについて、長岡京市市民参画協働懇話会とともに構築します。

### (2) 今後の展開

本市の市民参画協働のまちづくりは、指針を踏まえ策定した本推進計画を中心に「長岡京市市民協働マニュアル」も活用しながら推進し、今後、本推進計画のより具体的な達成目標となる実施計画の策定についても取り組んでいきます。

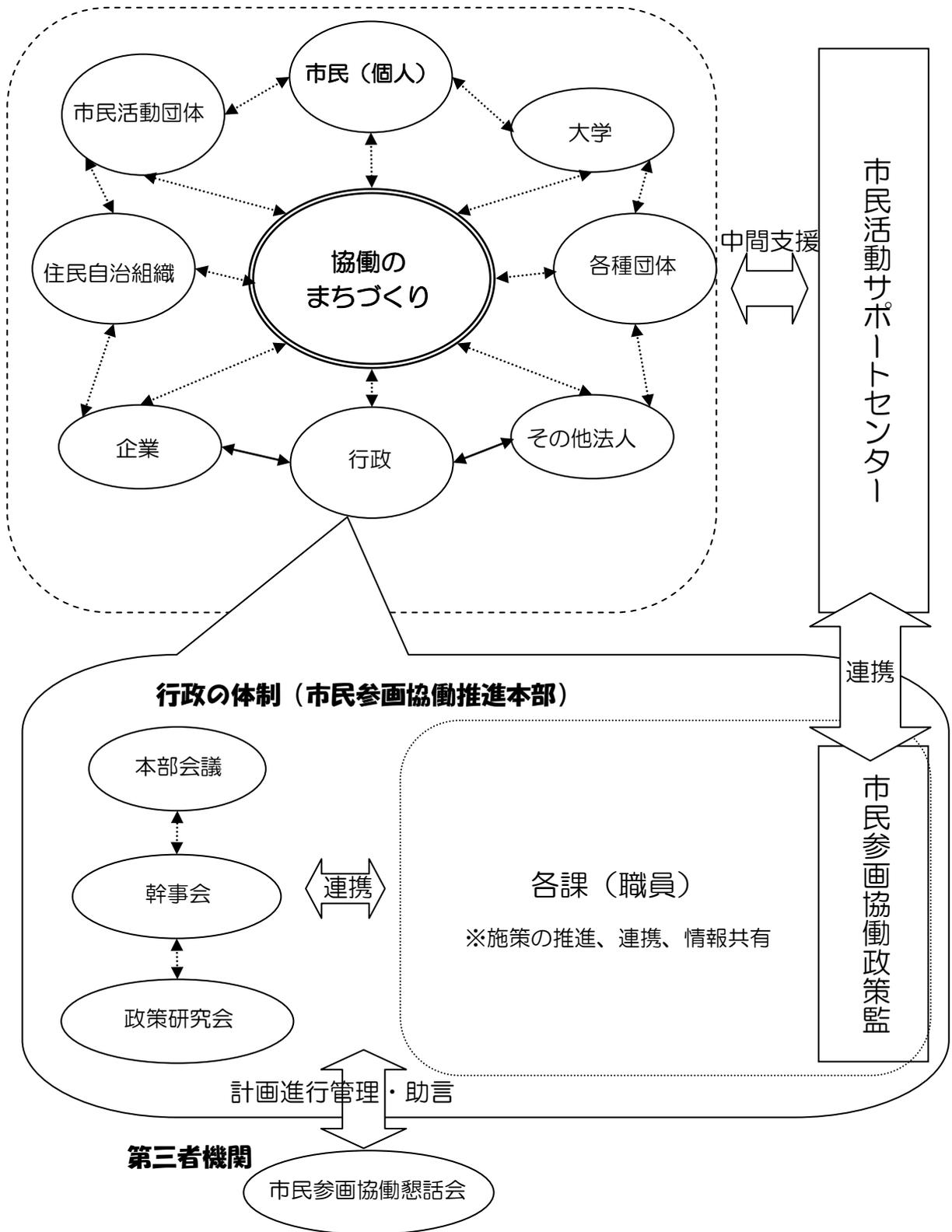
そして将来的には、本推進計画の進捗状況や市民協働の状況も踏まえ、まちづくり基本条例等の制定の必要性についても検討していきます。

また、京都府が公共的活動と協働・連携を円滑に行うために進められている『「京の地域力」協働・連携宣言書～京都ウェイ～』への加入等も踏まえ、京都府とも連携しながら、市民協働のまちづくりのさらなる推進に努めていきます。

#### 【具体的な施策】

- ・ 推進計画を適正にチェックできるシステムの構築
- ・ 計画、実行、点検、改善のサイクルによる評価・点検の実施

■多様な異なる主体の関係図



## ■長岡京市市民参画協働懇話会設置要綱

(設置)

第1条 長岡京市における市民の参画と協働を推進し、社会の公共的領域を、市民と行政がともに担う地域社会の実現に向けて、基本的な考え方やしぐみについて幅広く意見を求めるため、長岡京市市民参画協働懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(所掌事項等)

第2条 懇話会は、次に掲げる事項について、意見の交換、調整又は提言を行うものとする。

- (1) 市政における市民参画協働を進めるための基本的な考え方やしぐみに関すること。
- (2) 市政における市民参画協働に関する具体的、実践的な取組みに関すること。
- (3) その他市民参画協働に関すること。

(組織)

第3条 懇話会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市民活動団体関係者
- (3) 公募により選出された者
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から委嘱の日の属する年度の翌年度末までとする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 懇話会に会長及び副会長を置き、委員の互選により決定する。

2 会長は、会務を総理し、懇話会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇話会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 懇話会は、必要に応じて関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、市民参画協働政策監において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関して必要な事項は、会長が懇話会に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

2 この要綱による最初の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

■市民参画協働懇話会委員名簿

(敬称略：五十音順)

役職	名前	所属
	川瀬 裕子	市民公募
	喜旦 佳男	市民公募
副会長	工藤 充子	長岡京市児童虐待防止アドバイザー、(特活)ほっとスペースゆう代表
	久留宮 共樹	長岡京市若者会議
	小島 由里奈	長岡京市若者会議
会長	谷口 知弘	同志社大学大学院 教授
	田原 誠一郎	長岡京市環境の都づくり会議、京(みやこ)エコサポーター
	長尾 進	市民公募
	多貝 茂	長岡京市自治会長会会長
	西田 哲之	市民公募
	則武 和夫	(社福)長岡京市社会福祉協議会事務局長
	長谷川 正昭	市民公募
	深尾 昌峰	龍谷大学法学部准教授、(特活)きょうとNPOセンター常務理事
	藤井 宣之	(特活)長岡京市民活動サポートセンター理事長
	山田 博子	市民公募

(平成22年6月8日現在。任期は平成23年3月31日まで)

## ■長岡京市市民参画協働推進本部設置要綱

### (設置)

第1条 長岡京市における市民の参画と協働を推進し、社会の公共的領域を市民と行政がともに担う地域社会を実現するための施策について、総合的かつ有効的な推進を図るために、長岡京市市民参画協働推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

### (所掌事項等)

第2条 推進本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 市政における市民参画協働を進めるための施策の総合的な推進に関すること。
- (2) 市政における市民参画協働に関する具体的、実践的な取組みに関すること。
- (3) 前2号に定めるもののほか、第1条に掲げる目的を達成するために必要な事項に関すること。

### (組織)

第3条 推進本部は、推進本部長（以下「本部長」という。）、推進副本部長（以下「副本部長」という。）及び委員をもって組織する。

- 2 本部長は市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、副市長、教育長、水道事業管理者をもって充てる。
- 4 委員は、別表1に掲げる者をもって充てる。

### (本部長及び副本部長の職務)

第4条 本部長は、推進本部の職務を統括し、本部を代表する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、副本部長のうち副市長がその職務を代理する。

### (推進本部会議)

第5条 推進本部会議は、必要に応じ本部長が招集し、本部長が議長となる。

### (幹事会)

第6条 推進本部に幹事会を置く。

- 2 幹事は、別表2に掲げる者をもって充てる。
- 3 幹事会は、市民参画協働推進にあたっての実務的事項について協議及び調整をする。
- 4 幹事会は、必要に応じ市民参画協働政策監が招集し、その議長となる。
- 5 幹事会は、必要に応じて幹事以外の職員を出席させることができる。

### (研究会)

第7条 推進本部に市民参画協働の推進に必要な実務的事項の調査及び研究を行うために市民参画協働政策研究会（以下「協働ワーキング」という。）を置く。

- 2 協働ワーキングメンバーは、公募職員の中から本部長が指名する者をもって充てる。ただし、公募職員の任期は、原則として委嘱の日から翌年度末までとする。

### (事務局)

第8条 推進本部の事務局は、市民参画協働政策監に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

別表1 (第3条第4項関係)

理事
企画部長
総務部長
環境経済部長
健康福祉部長
建設部長
会計管理者
上下水道部長
議会事務局長
教育部長
監査委員事務局長

別表2 (第6条第2項関係)

政策推進課長
情報管理課長
女性交流支援センター所長
総務課長
環境政策推進課長
環境業務課長
農政課長
商工観光課長
社会福祉課長
こども福祉課長
障がい福祉課長
高齢介護課長
健康推進課長
都市計画課長
まちづくり推進室長
上下水道部総務課長
生涯学習課長
青少年・スポーツ課長
文化振興課長
中央公民館長

■長岡京市市民参画協働推進本部名簿

(平成22年8月1日現在)

【推進本部会議】

役職	所属	氏名	役職	所属	氏名
本部長	市長	小田 豊	委員	健康福祉部長	岩崎 義典
副本部長	副市長	戸田 雄一郎		建設部長	佐々谷 明光
	教育長	芦田 富男		会計管理者	藤田 昭次
	水道事業管理者	河村 豊		上下水道部長	小林 松雄
委員	理事	澤田 洋一		議会事務局長	山本 豊彦
	企画部長	丹羽 正次		教育部長	角田 幸一
	総務部長	山本 和紀		監査委員事務局長	中川 幸乃龍
	環境経済部長	辻井 仁史			

【幹事会】

役職	所属	氏名	役職	所属	氏名
幹事	政策推進課長	森 良男	幹事	障がい福祉課長	藤井 徹
	情報管理課長	高田 登美男		高齢介護課長	増田 繁樹
	女性交流支援センター所長	釘持 久子		健康推進課長	池田 裕子
	総務課長	喜多 利和		都市計画課長	山口 隆弘
	環境政策推進課長	中村 修		まちづくり推進室長	岩崎 俊明
	環境業務課長	尾村 建朗		上下水道部総務課長	中路 新一
	農政課長	野村 秀明		生涯学習課長	中尾 秀正
	商工観光課長	山田 勝吉		青少年・スポーツ課長	堤 忠司
	社会福祉課長	西村 輝夫		文化振興課長	大八木 利之
	こども福祉課長	井上 晃		中央公民館長	川上 善子

【研究会】

役職	所属	氏名
委員	総務課	山口 晋世
	環境政策推進課	北川 あかり
	環境業務課	伊藤 元紀
	社会福祉課	中村 幸恵
	高齢介護課	西村 朋子
	学校教育課	碓 恵

【事務局】

所属	指名
市民参画協働政策監	林 利夫
市民参画協働担当	中村 知行
市民参画協働担当	板垣 美紀

## ■計画策定の経過

開催日	内容
平成 22 (2010) 年 5月27日 (木)	第 1 回市民参画協働推進本部会議開催
平成 22 (2010) 年 6月8日 (火)	第 1 回市民参画協働懇話会 ・市民協働まちづくり推進計画 (骨子案) について ・平成 22 年度のスケジュールについて
平成 22 (2010) 年 7月3日 (土)	市民参画協働懇話会自主勉強会
平成 22 (2010) 年 7月30日 (金)	第 2 回市民参画協働懇話会 ・ワークショップ「推進計画、協働マニュアルを共につくろう！」
平成 22 (2010) 年 10月22日 (金)	第 3 回市民参画協働懇話会 ・推進計画 (骨子案) の検討について
平成 22 (2010) 年 12月7日 (火)	第 4 回市民参画協働懇話会 ・推進計画のパブリックコメント案の検討
平成 22 (2010) 年 12月28日 (火)	第 2 回市民参画協働推進本部会議開催
平成 23 (2011) 年 1月4日 (火) から 平成 23 (2011) 年 1月31日 (月)	市民協働のまちづくり推進計画(案)について、パブリックコメントを実施 <寄せられた意見数>53 名 116 件
平成 23 (2011) 年 1月24日 (月)	市民協働のまちづくり推進計画策定にあたってのワークショップ開催
平成 23 (2011) 年 3月1日 (火)	第 5 回市民参画協働懇話会 ・推進計画の最終案確認 ・協働マニュアルの途中経過確認
平成 23 (2011) 年 3月中旬	第 3 回市民参画協働推進本部会議開催
平成 23 (2011) 年 4月1日 (金)	長岡京市市民協働のまちづくり推進計画 施行 協働マニュアル運用開始
平成 23 年度中	市民協働まちづくり推進計画の進行管理、協働マニュアルの見直しなど

長岡京市市民協働のまちづくり推進計画

平成23年3月

発行 長岡京市

(企画部市民参画協働政策監)

〒617-8501 京都府長岡京市開田一丁目1番1号  
TEL (075) 951-2121/FAX (075) 951-5410